

# 平成24年度介護報酬改定案

## (介護予防) 訪問リハビリテーション

### 説明資料

平成24年3月 新潟県 高齢福祉保健課

平成24年度介護報酬・基準の改定内容

介護報酬関係

<訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 共通>

重要:必ず確認すること!

提出方法等は後日通知

目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆=新規、◇=一部修正	留意点	告示、通知等	体制届
利用者の状態に応じたサービスの柔軟な提供	医師の診察頻度の緩和	◇指示を行う医師又は別の医療機関の医師からの情報提供があった場合、情報提供した医師の 改正前 改正後 診察の日から 1月以内 → 3月以内  【介護老人保健施設の場合】 「入所者の退所時又は当該老人保健施設で行っていた通所リハビリテーションを最後に利用した日」が削除され、上記と同様の取扱いとなった。	●リハビリテーションの指示を行った医師は、情報提供を行った医師に対して少なくとも3月に1回は、利用者の状況の変化等を情報提供する。 ●リハビリテーションの指示を行う医師の診察の頻度は、利用者の状態に応じ、医師が必要性を適切に判断する。	1(1)H12告示19 P14 1(4)H18告示127 P118 2(1)H12通知36 P343 2(3) H18通知0317001 P437	
訪問介護事業所との連携に対する評価	○理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「理学療法士等」という)が、(介護予防)訪問介護事業所のサービス提供責任者と利用者の居宅を訪問する。 ○当該利用者の心身の状況等の評価を共同で行う。 ○(介護予防)訪問介護計画を作成する上で必要な指導、助言を行う。	◆(介護予防)訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携した場合 300単位/回  ※3月に1回を限度	●指導助言を行った日を含む月の翌月から翌々月までは算定できない。 例)4月に指導助言等を行った場合、7月から再度算定可 ●当該加算を算定する日の(介護予防)訪問リハビリテーション費は1回まで ●理学療法士等は、指導及び助言を行った内容を、診療録に記載	1(1)H12告示19 P14 1(4)H18告示127 P119 2(1)H12通知36 P344 2(3) H18通知0317001 P438	
		◆保険医療機関の医師が特別の指示を行った場合、指示の日から14日間に限って、(介護予防)訪問リハビリテーション費は算定しない	●医療保険の給付対象となるため	1(1)H12告示19 P14 1(4)H18告示127 P119 2(1)H12通知36 P344 2(3) H18通知0317001 P438	
◆同一建物に居住する利用者の減算【新規】 については、「サービス共通事項」に記載のとおり					

介護報酬改定資料 ～（介護予防）訪問リハビリテーションに係る告示・通知（抜粋）～

※ ページは、H24.2.23 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議  
別冊資料のページ

	ページ
1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成 12 年厚生省告示第 19 号）	… P 13～P 14
2 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成 18 年厚生省告示第 127 号）	… P 118～119
3 介護保険法施行規則 （平成 11 年厚生省令第 36 号）	… P 221 P 225
4 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問 通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分） 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の 制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企 第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）	… P 343～344 準用 P 333
5 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の 制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老 計発第 0317001 号老振発第 0317001 号老老発第 0317001 号厚生 労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）	… P 437～438 準用 P 430 準用 P 333

当該資料は、平成 24 年 2 月 23 日時点での厚生労働省案を抜粋して作成したものであり、改正後の省令、関係通知により変更がある場合がありますので、ご留意下さい。